



## Vol.23

弁護士 岡 正俊  
狩野・岡・向井法律事務所

### ★労働委員会と労働組合

今月のニュースレターでは、労働委員会と労働組合についてお話ししたいと思います。

#### 1 労働委員会のこと

先日労働委員会で和解がありました。午後4時から始まって午後10時頃までかかりました。役所が午後5時過ぎに仕事？職員は午後5時ぴったりにタイムカードを押して帰宅するんじゃないの？と思われるかもしれませんが、労働委員会は結構午後5時過ぎでも期日が開かれたりします。この辺りは、同じ公務員でも裁判所の場合は、きちんと昼休みをとったり、午後5時までに終わるようにするのと違うところです。

担当していただいた公益委員の先生に、先生の担当された事件の中で最長記録ですか？と尋ねたところ、違うとのこと。午前10時から同じくらい（つまり午後10時頃）までかかった事件があったとのこ

とです。労働委員会に缶詰めで12時間！なんともはや、お疲れ様ですというほかありません。

労働委員会では、公労使三者委員の前で調査として話をする時間は短く、それに比べ控え室にいる時間がもの凄く長いです。和解が成立した場合の調印の手続も儀式のような感じで形式を重んじる感じですし、色々と役所ならではのやり取りがあるのでしょう。6時間尋問を行うのはかなり疲れると思いますが、6時間ひたすら待つというのも、それはそれで疲れます…。

#### 2 労働組合にとっての労働委員会

労働委員会にとって労働組合はいわばお客様です。一方、労働組合にとって労働委員会はどのような存在でしょう？仕事場というより舞台、存在をアピールする場所？労働者救済の機関？どちらも当たっていると思います。

労働組合にとって労働委員会がこのような存在である以上、労働組合は労働委員会に与える心証を大事にしており、したがって労働委員会から示された和解案を拒否するということはしづらいようです。

これは、あくまで私の経験から受けた印象であり、また全ての労働組合に当てはまるものではないと思います。当てはまるのは、連合に属する労働組合で、それなりに著名な労働組合で、労働委員会に行くこともそれなりにある労働組合ということになると思います(一般化するには条件が多いかもしれませんが)。

少なくとも、労働委員会の場で、「労働委員会は労働者救済の機関じゃないのか！」というヤジを飛ばすような労働組合はこれには当てはまらないと思います。

労働委員会も、労働組合の対応を見て、この組合はこういう組合だというレッテルをはったり心証を持ったりするでしょう。労働委員会にそれなりにお世話になる労働組合は、このような労働委員会に与える心証を気にするのだと思います。

我々の組合は過大・不当な要求をするものではなく、労働委員会における解決にも協力的です、という姿勢をアピールすることが、ひいては労働者救済、組合の組織拡大にもつながるという考えを持っているのだと思います。

これは、私が、東京地裁労働部では、あまり裁判官の心証を害することはできないという思いを持っているのと似ていると思います。

### 3 結び

前述の労働委員会における和解は、長時間にわたる労働委員会のご尽力と、労働組合側の協力によって無事にまとめることができました。まとめるのは難しい案件と思いましたが、労働組合側も労働委員会から提示された案を受け入れたのです。公益委員の先生にとっては最長記録ではなかったようですが、私にとっては最長記録でした。同じ労働組合とはこれからも当たることがあると思いますが、できれば短い時間でまとめたいものです。